

近江八幡市公告

第15号近江八幡市観光パンフレット作成業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和8年6月5日

近江八幡市長 徳永 久志

近江八幡市観光パンフレット作成業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 主旨

本要領は、近江八幡市観光パンフレット作成業務を実施するに当たり、円滑に業務を遂行できる豊富な実績、技術力等を有する事業者を総合的に審査・評価して優先交渉権者を選定するため、公募型プロポーザル方式による事業者の選定手続について必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 第15号 近江八幡市観光パンフレット作成業務委託
- (2) 業務内容 近江八幡市観光パンフレット作成業務委託仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和9年11月30日まで
- (4) 提案上限額 11,781,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
※なお、上限額を超えての提案は失格とする。

3 参加資格条件

- (1) 本業務への参加は、次の資格を満たしていることを条件とする。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 - ② 落札決定の日までにおいて、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準(平成29年近江八幡市告示第243号)に基づく停止措置の期間中でないこと。
 - ③ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた場合は、この限りでない。
 - ④ 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者及び生計を共にする者を、法人である場合にはその役員及びそ

の支店又は常時業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団又は暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められる者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- ⑤ 令和8年度近江八幡市役務提供入札参加有資格者名簿に「広告企画業務」で登録している者であること。名簿に登録のない者は、下記の(2)競争参加資格審査申請に基づき申請を行い、承認を受けること。
- ⑥ 過去10年(平成28年度から参加表明書提出日まで)の間に、観光誘客又は周遊促進を目的としたパンフレット等(請負額100万円以上)の作成業務を元請として履行した実績を有すること。
- ⑦ 本業務に当たり、統括責任者及び主任技術者を各1名配置すること。統括責任者と主任技術者の兼務は、認めない。
- ⑧ 業務の打合せ回数は月2回程度とし、主任技術者は必ず出席するものとする。(オンライン会議可)

(2)競争参加資格審査申請

上記(1)⑤により、本市の入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、次のとおり申請すること。

- ① 提出期限 令和8年6月24日(水)正午まで(提出場所必着)
- ② 提出先 「4担当部署」へ提出
- ③ 提出方法 持参又は郵送(送付したことが証明できる方法に限る。)
- ④ 提出書類 別途定める「第15号 近江八幡市観光パンフレット作成業務における役務提供等競争参加資格審査申請書提出要項」のとおり
- ⑤ 結果通知 参加者の資格を確認し、参加資格を有すると認めたものをプロポーザル参加対象者とし、令和8年6月26日(金)までに電子メール及び郵送にて通知します。なお、郵送については、6月26日(金)以降の到着となる場合があります。
- ⑥ その他 上記⑤結果通知で認めた参加資格については、本業務のみ有効とします。

4 担当部署

- (1)所在地 〒523-8501 近江八幡市桜宮町236番地
- (2)担 当 近江八幡市総合政策部観光政策課
- (3)電 話 0748-36-5573
- (4)E-Mail 010429@city.omihachiman.lg.jp

5 スケジュール

- (1)令和8年6月 5日(金) 公告、質問受付開始
- (2)令和8年6月17日(水) 質問書提出期限
- (3)令和8年6月19日(金) 質問回答
- (4)令和8年6月24日(水) 参加意向申出書 提出期限
- (5)令和8年6月26日(金) 参加意向申出結果通知
- (6)令和8年7月 1日(水) 1次審査結果通知
- (7)令和8年7月 9日(木) 企画提案書提出期限
- (8)令和8年7月17日(金)【予定】 企画提案審査(2次審査)
- (9)令和8年7月27日(月)【予定】 選定結果通知

6 質問書の提出

本実施要領及び仕様書に関し、質疑がある場合は、以下の要領で質問書を提出すること。

- (1)提出期限 令和8年6月17日(水)正午必着
- (2)提出場所 「4 担当部署」まで
- (3)提出方法 質問書(様式5)により電子メール又は持参
※電子メールの場合は、送付した旨を連絡すること。
- (4)質問回答 令和8年6月19日(金)に市ホームページ(実施要領等掲載ページ)にて公表
※質問内容の質問者名は伏せて公表し、類似する質問は1つの質問として回答する。
※質問者へ個別に回答は行わない。

7 参加表明手続

本プロポーザルにおいて、提案書の提出を希望する場合は、以下の要領で必要書類を提出すること。

- (1)提出期限 公告日から令和8年6月24日(水)正午まで(提出場所必着)
- (2)提出場所 「4 担当部署」まで
- (3)提出方法 持参又は郵送
※持参の場合は、平日の午前9時から午後4時45分までの間に持参すること。
※郵送の場合は、送付したことが証明できる方法に限る。

(4) 提出書類

- ①プロポーザル参加意向申出書 (様式1)
- ②業務実施体制 (様式2)
- ③業務受注実績調書 (様式3)
- ④業務受注実績調書(配置予定者) (様式4)

ア 統括責任者・主任技術者それぞれ提出すること。

- ⑤企画概要書 (任意様式)

ア 提案内容の概要版をA4版で1枚程度にまとめて提出すること。

イ 企画概要書には、提案者の会社名及び個人名並びに会社名及び個人名が特定できる記号等は、一切記入してはならない。

(5) 提出部数

上記①から⑤までを順に並べた正本1部と、②から⑤までの提案者の会社名及び個人名の記載並びに会社名及び個人名が特定できる記号等を抜いた副本7部を提出すること。

(6) 無効

上記(1)～(5)に示された条件に適合しない場合、企画概要書は無効とする。

(7) 確認結果の通知

参加表明提出事業者に対し、参加資格の結果をプロポーザル参加資格確認結果通知書(様式6)により通知する。

①通知日 令和8年6月26日(金)

②通知方法 電子メール

8 1次審査

以下の要領で審査を行い、1次審査合格者を5社程度選定する。

(1) 選定委員会

「近江八幡市観光パンフレット作成業務委託業者選定委員会設置要綱」に基づく選定委員会において、審査項目及び配点により審査し、選定する。

(2) 審査方法

書類審査による。

(3) 1次審査基準表

評価項目	評価の考え方	配点
事業者の実績	過去10年(平成28年度から参加表明書提出日まで)の間に、観光誘客や周遊促進を目的としたパンフレット等(請負額100万円以上)の作成業務を元請として履行した実績(1件につき2点)	10
統括責任者の実績	過去10年(平成28年度から参加表明書提出日まで)の間に、観光誘客や周遊促進を目的としたパンフレット	5

	等(請負額100万円以上)の作成業務を統括責任者 又は主任技術者として履行した実績 ①2件 5点 ②1件 3点	
主任技術者の実績	同上	5
企画力	本業務を的確に把握し、企画概要書に業務コンセプト 等が明確かつ適切に記載されているか	10
合 計		30

(4) 採点の方法

実績に係る採点は1次審査基準表のとおりとし、それ以外の採点は次のとおりとする。

評価(5段階)	評価の程度	評価点化(5段階)
A	優れた提案である	配点×1.0
B	やや優れた提案である	配点×0.8
C	標準的な提案である	配点×0.6
D	やや劣った提案である	配点×0.4
E	評価できる提案ではない、又は不採用	配点×0.2

(5) 審査結果の通知

審査の結果については、プロポーザル1次審査結果通知書(様式7)により通知する。

- ①通知日 令和8年7月1日(水)
- ②通知方法 電子メール

9 企画提案書の提出

1次審査合格者は、以下の要領により必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年7月9日(木)午後4時45分必着
- (2) 提出場所 「4 担当部署」まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送(送付したことが証明できる方法に限る。)
- (4) 提出書類

①プロポーザル企画提案申込書(様式8)

②企画提案書(任意様式)

業務内容を確認の上、以下の項目について留意し、作成すること。

- ア 企画に係るテーマ及びコンセプトを明確に示すこと。
- イ 近江八幡市の現状と課題を把握し、課題解決に寄与する提案をすること。
- ウ 全国的な観光客(インバウンドを含む。)の来訪傾向を把握し、観光客が円滑に観光できるような提案をすること。
- エ 成果物のイメージができるようにパンフレットの表紙及び観光スポットの掲載紙面のデザイ

ン案を提案すること。

オ 仕様書に示した業務を基本として、自社独自の経験や技術を活かした有益で画期的な提案をすること。

カ A4版で提出し、文字サイズは11ポイント以上とするなど見やすいレイアウトとすること。企画提案書の枚数は10枚以内とし、上記項目及び審査基準を踏まえて簡潔に記載すること。

キ 企画提案書には、提案者の会社名及び個人名並びに会社名及び個人名が特定できる記号等を一切記入してはならない。

③業務フローチャート及びスケジュール(任意様式)

ア 期日内に納品を含めた業務フローチャート及びスケジュールを提案すること。

イ 様式は任意だが、枚数は1枚以内とし、A4版で提出すること。

④見積書(任意様式)

ア 見積金額、消費税及び地方消費税並びに合計額を記載すること。

イ 見積金額の明細(仕様書の委託業務内容の項目等)を記載すること。

(5) 提出部数 上記①から④までを順に並べた正本1部と、上記②及び③を順に並べた副本7部を提出すること。

(6) 辞 退 プロポーザル参加資格確認結果を通知した後において、応募を辞退する場合は、辞退届(様式9)を上記(1)～(3)に基づき提出すること。

(7) 無 効 上記(1)～(5)に示された条件に適合しない場合、企画提案書は無効とする。

10 2次審査

以下の要領により2次審査を行う。

(1) 選定委員会

「近江八幡市観光パンフレット作成業務委託業者選定委員会設置要綱」に基づく選定委員会において、審査項目及び配点により審査し、選定する。

(2) 審査方法

以下に示す手順により、2次審査を実施する。

①2次審査会(プレゼンテーション・ヒアリング)

ア 開催日時は、令和8年7月17日(金)【予定】に実施するものとする。

イ 選定委員会において、提出書類及び提出書類に基づくプレゼンテーションの内容を審査する。

ウ 審査は、(3)2次審査基準表に定める評価項目に基づき選定委員会にて採点を行う。

②プレゼンテーション・ヒアリングについて

ア 実施時間 1者につき30分程度(提案説明15分 質疑応答15分)

イ 説明資料 提出資料にて実施し、追加資料は認めない。

ウ 出席者 業務実施体制で示した統括責任者及び主任技術者が出席すること。
会場への入室は、3名以内とする。

(3) 2次審査基準表

評価項目	評価の考え方	配点
業務理解	パンフレット作成の目的、地域の観光課題を的確に理解しているか。誘客、回遊、消費促進に繋がる提案になっているか。	20
企画提案力	パンフレットのコンセプト・構成・導線設計にオリジナリティや実用性があるか。地域の魅力を適切に編集できているか。	25
デザイン力	写真・レイアウト・色使い、文書表現が観光客に訴求されるか。地域のイメージ向上につながるか。	25
取組・提案姿勢	説明に取組意欲が感じられ、全体的に的確かつ簡潔な説明及び回答がされたか。	10
人員体制	業務（パンフレット制作業務及び観光写真撮影業務）を遂行するにあたり、必要な体制及び人員を配置し、スムーズでかつ無理のないスケジュールとするなど、円滑かつ確実な業務の遂行が可能か。	10
見積金額	実施金額は妥当なものとなっているか。 【計算方法】 $A/B \times 10$ （小数点以下切捨） A…全提案者中最低見積金額 B…当該提案者見積金額	10
合 計		100

(4) 採点の方法

見積金額に係る採点は2次審査基準表のとおりとし、それ以外の採点は次のとおりとする。

評価(5段階)	評価の程度	評価点化(5段階)
A	優れた提案である	配点×1.0
B	やや優れた提案である	配点×0.8
C	標準的な提案である	配点×0.6
D	やや劣った提案である	配点×0.4
E	評価できる提案ではない、又は不採用	配点×0.2

II 優先交渉権者の選定

以下の要領で審査を行い、最も優れた企画提案者（優先交渉権者）1者及び次点1者を特定する。

(1) 選定方法

- ①1次審査及び2次審査の評価点数の総合計の6割以上を満たした上位2者を選定する。同一点数となった場合については、選定委員会の協議により選定する。
- ②企画提案事業者が1者のみの場合は、評価点数の総合計が6割以上を満たした場合、優先交渉権者として選定する。

(2) 審査結果の通知

審査の結果については、プロポーザル結果通知書(様式10)により通知する。

- ①通知日 令和8年7月27日(月)【予定】
- ②通知方法 電子メール

12 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、提案者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) その他選定委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由を認める場合

13 情報公開及び提供

- (1) 参加者数及び選定結果については、近江八幡市ホームページにおいて公開する。公開事項は、業務名、優先交渉権者名及び次点者名、審査日、参加事業者数、評価結果の概要並びに選定理由とする。優先交渉権者及び次点者以外の参加者名は、公開しない。ただし、近江八幡市情報公開条例(平成22年近江八幡市条例第14号)に基づく公開請求があった場合は、同条例に基づき取り扱うものとする。
- (2) 優先交渉権者の提案内容については、2次審査参加事業者に限り、提案者の権利や競争上の地位等を害する恐れがないものについては請求があれば公開する。その他の事項については、近江八幡市情報公開条例(平成22年近江八幡市条例第14号)に基づく公開請求があった場合は、同条例に基づき取り扱うものとする。

14 契約に関する基本的事項

- (1) 契約は、選定された優先交渉権者と本市の間で業務内容、役割分担、契約金額等について協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る随意契約を締結することを原則とする。
- (2) プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容(参考見積内容を含む。)をもって、そのまま契約するとは限らない。
- (3) 契約協議において疑義が生じた場合は、本市の解釈によるものとするので、提出事項について、曖昧な表現・記載を避けること。また、その解消に要する費用は提案者の負担とする。

- (4) 選定された優先交渉権者との協議が不調に終わった場合又は失格の際には、選定委員会において次点とされた者と協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る随意契約を締結する。
- (5) 本市が作成した契約書によって契約を締結する。
- (6) 本業務による成果品の著作権は、本市に帰属するものとする。また、市は、本業務の成果品を自ら使用できるものとする。なお、市が第三者に対して使用許諾した範囲において、随時利用できるものとする。
- (7) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約目的以外に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失及びき損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (8) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、近江八幡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年近江八幡市条例第1号）及び「近江八幡市情報セキュリティポリシー」並びに「個人情報取扱特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (9) 受託者は、本業務の請負実績等を公表する場合は、必ず事前に本市の承諾を得ること。

15 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザル選考に参加する費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者1案とする。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (4) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (5) 企画提案書の提出後においては、原則として企画提案書に記載されたいかなる内容の変更も認めない。また、企画提案書に記載した配置予定者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であることについて発注者の了解を得なければならない。
- (6) 優先交渉権者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、近江八幡市契約規則（平成22年近江八幡市規則第61号）に基づく契約手続の完了までは、近江八幡市との契約関係を生じるものではない。
- (7) 公正な選定が確保できないと思慮される場合は、本選定を中止することがある。

16 契約保証金

免除

17 支払条件

業務の完了をもって支払うものとし、前払又は部分払は行わない。

(様式1)

プロポーザル参加意向申出書

近江八幡市長 様

近江八幡市観光パンフレット作成業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領に基づき、必要資料とともに提出します。

令和 年 月 日

(提出者) 住 所
事業者名
代表者名

(担当者) 所 属
氏 名
連絡先 電話
メール

(様式2)

業務実施体制

事業者名

役割	氏名・所属	実務経験年数 資格	担当する業務	過去の 実務実績 (件数)
統括 責任者	氏名 所属	実務経験年数 年 資格		件
主任 技術者	氏名 所属	実務経験年数 年 資格		件
担当 技術者	氏名 所属	実務経験年数 年 資格		件
担当 技術者	氏名 所属	実務経験年数 年 資格		件
担当 技術者	氏名 所属	実務経験年数 年 資格		件

(注1) 配置を予定しているもの全員について記入すること。

(注2) 本業務を主体的に行う担当者を「主任技術者」欄に記載すること。

(注3) 学識経験者や公職(各種外部委員)就任者などについては、資格欄に併せて記入すること。

(注4) 過去の実績については、平成28年度以降の完成業務数(請負額100万円以上)を記入すること。

(注5) 記入欄が不足する場合は、複写して作成すること。

(注6) 上記項目を満たすものであれば任意様式で可とする。

(様式3)

業務受注実績調書

事業者名

業務名	発注機関	業務概要・金額	履行期間

(注1) 過去 10 年以内の観光誘客や周遊促進を目的としたパンフレット等(請負額100万円以上)の事業所での受託実績を記入すること。

(注2) 滋賀県内、次に近畿圏域(京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、和歌山県)での業務実績を優先して記入すること。

(注3) 上記項目を満たすものであれば任意様式で可とする。

(注4) 記載した業務を元請けとして履行したことを証明できる書類(契約書の写し等)を提出すること。

(様式4)

業務受注実績調書(配置予定者)

事業者名

技術者名

担当職務 (統括責任者 ・ 主任技術者)

業務名	発注者名	履行期間	履行内容 (担当した役割・職務内容を 詳細に記載)

(注1) 観光パンフレット等の作成に関する業務(請負額100万円以上)について、過去10年間の履行実績(統括責任者又は主任技術者(又はそれに類する立場)として従事したものに限る。)を最大5件まで記入すること。

(注2) 技術者が担当する職務を囲むこと。

(注3) 記載した業務を証明できる書類(契約書の写し等)を提出すること。様式3と重複している業務については、提出不要。

(様式5)

質 問 書

近江八幡市 観光政策課 宛

(事業者名)

近江八幡市観光パンフレット作成業務委託に係る公募型プロポーザルについての質問書を提出します。

質 問 内 容	
所属部門	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

※ 質問がない場合は、提出不要です。

(様式6)

令和 年 月 日

事業者名
代表者名 様

近江八幡市長

プロポーザル参加資格確認結果通知書

次の件について、参加資格確認結果を通知します。

件名:近江八幡市観光パンフレット作成業務委託に係る公募型プロポーザル

結果① 参加資格を有することを認めますので、プロポーザルに参加されたく通知します。

結果② 次の理由により、資格を有することを認められません。

理由:

のため

(様式7)

令和 年 月 日

事業者名
代表者名 様

近江八幡市長

プロポーザル1次審査結果通知書

貴社から提出のあった次の件の1次審査について、その結果を次のとおり通知します。

件名:近江八幡市観光パンフレット作成業務委託に係る公募型プロポーザル

結果①:1次審査通過者となりました。

2次審査(プレゼンテーション)の開始時間等につきましては、別途連絡します。

結果②:合格しませんでした。

(様式8)

プロポーザル企画提案申込書

近江八幡市長 様

近江八幡市観光パンフレット作成業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領に基づき別添のとおり企画提案書を提出します。

令和 年 月 日

(提出者) 住 所
事業者名
代表者名

(担当者) 所 属
氏 名
連絡先 電話
メール

(様式9)

辞 退 届

令和 年 月 日

近江八幡市長 様

住 所

事 業 者 名

代 表 者 名

近江八幡市観光パンフレット作成業務委託に係る公募型プロポーザルの参加を辞退します。

(辞退理由)

(様式10)

令和 年 月 日

事業者名
代表者名 様

近江八幡市長

プロポーザル結果通知書

貴社から提出のあった次の件の企画提案書について、その結果を次のとおり通知します。

件名:近江八幡市観光パンフレット作成業務委託に係る公募型プロポーザル

結果①:最も優れた提案者(の次点者)であると特定しました。

契約等の手続につきましては、別途連絡します。

結果②:合格しませんでした。